

平成29年度 特定健診のご案内

SCSK健康保険組合では、年度内に一度特定健診を無料で受診することができます。
健康診断を受けることは、生活習慣を振り返る絶好の機会ですので必ず受診しましょう。

■ 特定健診とは ■

糖尿病、高血圧症、脂質異常症など、自覚症状がないまま進行する生活習慣病の予防を目的とした健康診断です。

健康保険組合等の各医療保険者は、40歳以上75歳未満の健康保険加入者に対して実施することが義務付けられています。

また、特定健診の結果、生活習慣の改善が必要と判断された方には生活習慣改善を目的とした保健指導(特定保健指導)が行われます。

《特定健診の検査項目》

質問表		服薬歴・喫煙歴等
身体測定		身長・体重・BMI・腹囲
血圧測定		
理学的検査		診察
検尿		尿糖・尿蛋白
血液検査	脂質検査	中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
	血糖検査	空腹時血糖またはHbA1c
	肝機能検査	GOT・GPT・γ-GTP

■ 対象者

平成29年4月1日現在SCSK健康保険組合に加入している方で、平成30年3月31日時点で40歳～75歳になる被扶養者(配偶者以外)

※実施期間内に75歳になる方は、お誕生日以降は医療制度が異なるため、受診できなくなります。

75歳のお誕生日前日までに受診してください。

■ 実施期間

平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土)

■ 費用

無料

■ 受診方法

①受診する施設を選ぶ(以下のA、Bどちらかの方法で実施施設を閲覧してください)

A: インターネットの「特定健診等実施施設検索システム」から検索する
(受診可能な全国の特定健診実施施設が検索できます)

⇒ 詳しい検索方法は裏面の《特定健診実施施設検索方法》をご覧ください

B: 施設一覧を紙でご希望の場合は、郵送いたしますのでご希望の都道府県を当健保にお知らせください。

※実施施設以外の健診施設で受診を希望する場合は、当健康保険組合へご連絡ください。立替払い受診の資料を送付いたします。

②受診する特定健診実施施設へ電話で直接予約する

「集合契約Aの特定健診」予約であること、氏名、生年月日、健保名(SCSK健康保険組合)をお伝えください
※受診券番号を聞かれる場合があります。同封の「特定健康診査受診券」をご用意ください

③受診する

食事制限やその他の詳細に関しては、各健診施設の指示に従ってください。

当日の持ち物

- 同封の「特定健康診査受診券」(※住所記入欄へ住所を記入してください)
- 健康保険被保険者証(保険証)

特定健診の結果、生活習慣改善の必要があると判定された方には、別途特定保健指導のご案内を自宅宛に送付いたします。

《特定健診実施施設検索方法》 ※インターネットによる実施施設の検索方法です

1. 実施施設検索サイトを開く

■ 特定健診等実施施設検索システム

…<http://hoken.kenporen.or.jp/Kensin/>

※各種検索サイトにて「特定健診等実施施設検索システム」で検索すると一番上に表示されます。

特定健診等実施施設検索システム

検索

2. パスワードを入力する

パスワード入力画面

お手元の「受診券」「利用券」若しくは「保険証」に記載されている、健保組合名と保険者番号を入力して下さい。
(加入している健康保険組合名、保険者番号は「保険証」などを参照し、正確に入力してください)

※組合名のカタカナ部分は全角でご入力ください。(例)全角「ア」→〇、半角「ア」→×

※保険証の保険者番号の冒頭2桁が「63」の方は、「63」を「06」に置き換えてご入力ください。

(例)「63123456」⇒「06123456」

ご加入の健康保険組合名: SCSK 健康保険組合

保険者番号: 06137780 (半角数字)

検索画面に入る

健保組合名: SCSK
保険者番号: 06137780

特定健診等実施施設検索システムようこそ!

【ご利用にあたって】

●平成20年4月から特定健診（メタボ健診）と健診結果に基づく特定保健指導がはじまりました。

●この実施施設の検索サイトは、健保連が健診機関の団体と契約し、その契約に参加されている健保組合の加入者の方が、どこで特定健診等を受けられるのかを探すためのサイトです。健保組合の加入者でない方、契約に参加されていない健保組合の加入者の方はご利用できません。

パスワード入力画面

3. 特定健診・特定保健指導実施施設(タイプ選択)画面で「Aタイプ」を選択

特定健診・特定保健指導実施施設（タイプ選択）

Aタイプ

●Aタイプとは、健保連と6つの健診団体との契約における実施施設のご紹介になります。

○料金：全国統一価格

○実施内容
・特定健診の基本項目※1
・特定健診の詳細項目※2
・特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）※3

※1 特定保健指導のみ契約の施設もあります。
※2 必要と判断し、必要のみ実施。
※3 健診指導の契約のない施設もあります。

Aタイプ
施設検索はこちら

Bタイプ

●Bタイプとは、各都道府県の代表者（医療保険者）と県内の医師会等との契約における実施施設のご紹介になります。

○料金：契約によって異なる

○実施内容
・特定健診の基本項目※1
・特定保健指導※2

※1 一部契約においては、契約がない場合があります。
※2 動機付け支援のみ契約、または特定保健指導の契約のない施設もあります。

受診券・利用券の取り扱い機関名に「健保連集合Aのみ」という記載がある場合は、ご利用出来ません。

Bタイプ
施設検索はこちら

注：Bタイプでは受診できません

Aタイプを選択

4. 施設検索をする(都道府県名または、郡市区名を選択して検索)

①都道府県別検索
該当都道府県を選択ください。

②郡市区別検索
*都道府県を選択すると配下の郡市区が選択できるようになります。
都道府県 選択してください
郡市区 都道府県を選択してください
郡市区 検索

※①と②の併用はできません。

■お問い合わせ先

SCSK 健康保険組合 TEL:03-5166-1300 担当:尾張・柳澤